

施策の推進に関する議論

近年の交通を取り巻く社会経済情勢の変化

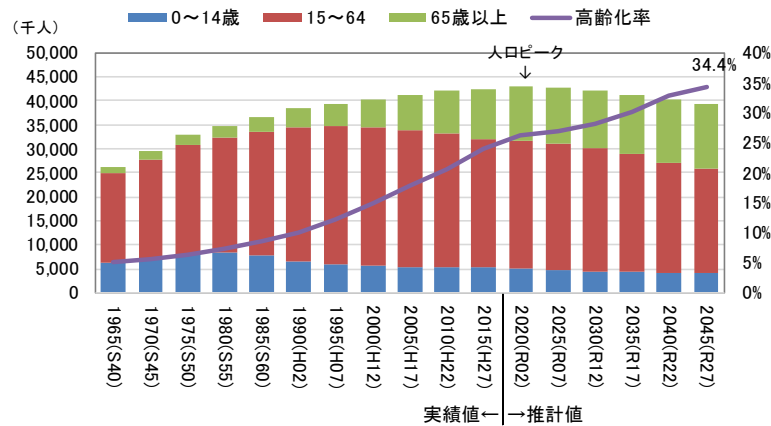
議論いただきたいポイント

1. 近年の交通を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、各委員の関わりの中で、一層の推進が必要と感じる施策や課題が生じそうな施策について、ご意見いただきたい
2. 社会経済情勢の変化を踏まえた評価指標の追加・削除等について、ご意見をいただきたい

人口減少・高齢化(人口分布の変化)

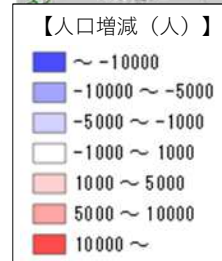
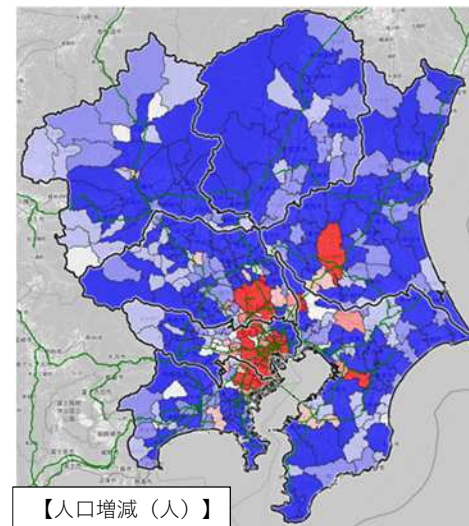
- 東京都市圏を含む1都6県の**人口は2020年をピークに減少**局面に入り、**高齢化率も増加**していくことが見込まれている。
- 東京都市圏内の地域別の将来人口の見通しでは、2040年時点で都心部を中心に一部増加する地域はあるが、その他地域では広く減少する見通しである。

1都6県の将来人口見通し

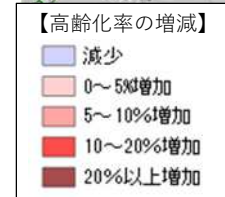
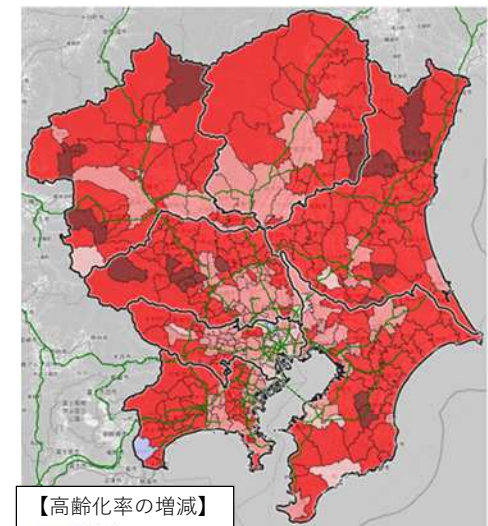


資料：2015年までは「国勢調査」(総務省)統計局、2020年度以降は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき作成
 注：国勢調査では、日本全体は2015年調査で初の人口減少となっている。

人口増減数(2040年-2015年)



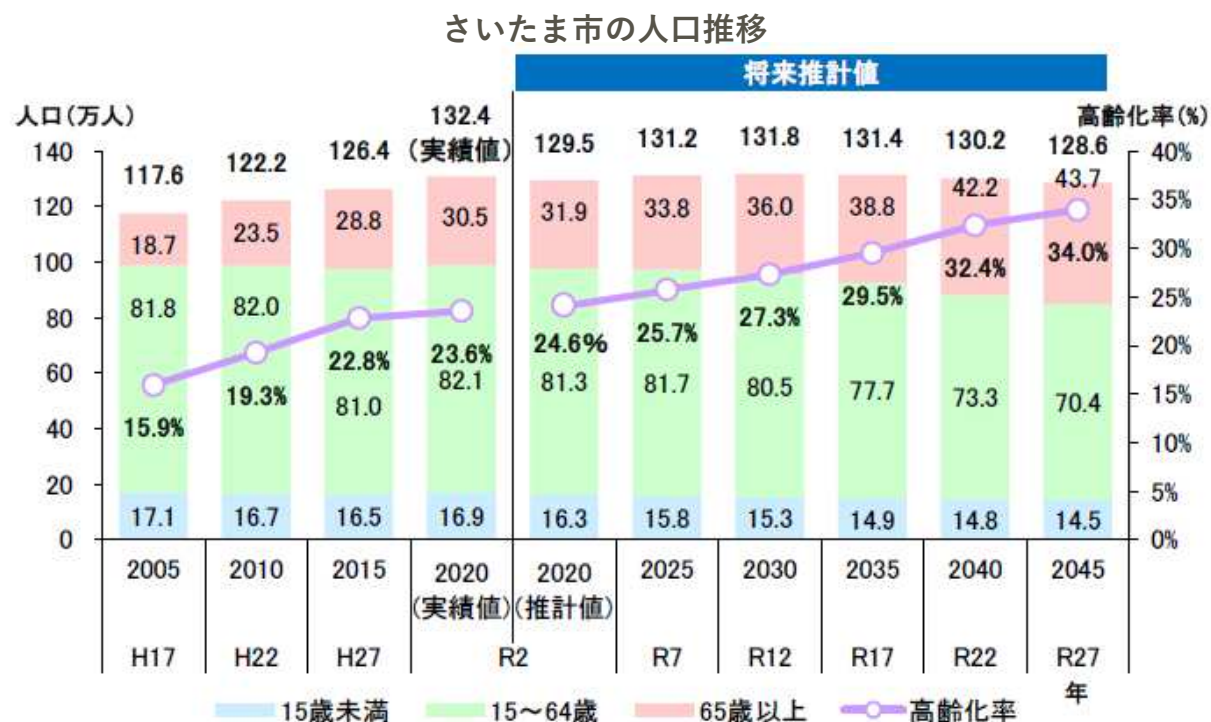
高齢化率の変化(2040年-2015年)



出典：「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

さいたま市の人口推移

- さいたま市の総人口は増加傾向にあり、2015年国勢調査を基にした将来推計人口では、**2030年頃をピーク**に減少に転じる見通し。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響から、東京都心からの移転の動きも見られ、2020年の国勢調査実績値は将来推計値よりも高い水準となっている。
- 現在もおよそ4人に1人が65歳以上の高齢者**であり、今後も増え続け、2045年には3人に1人以上が高齢者となる見通し。

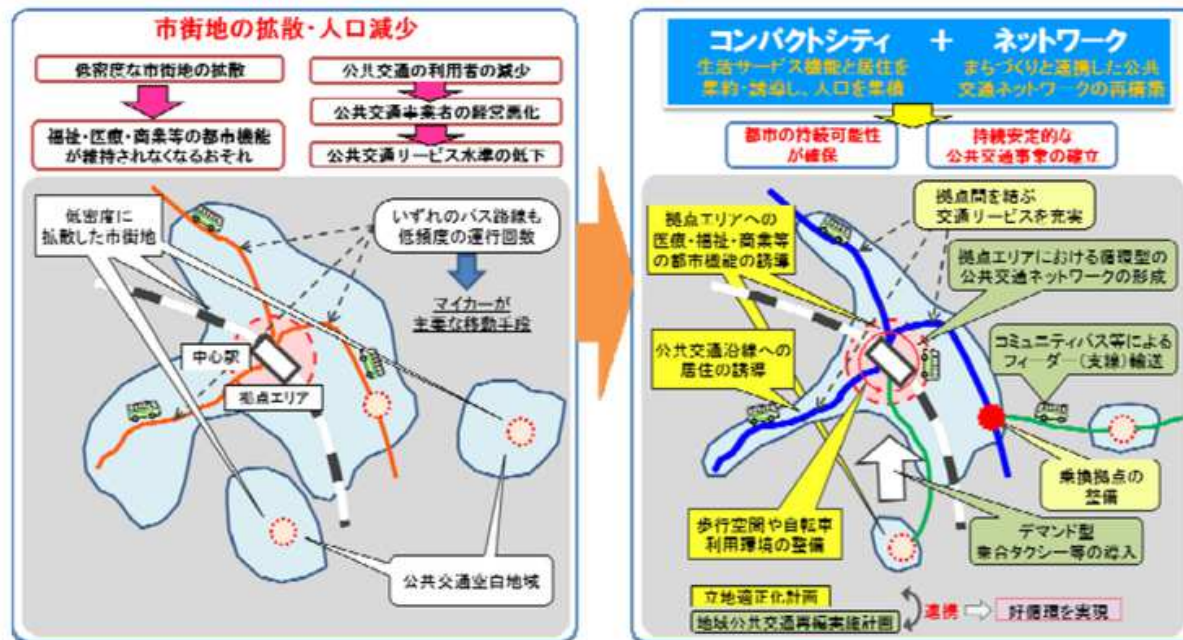


資料：令和2年(2020)年までは国勢調査(総務省統計局)、
令和7(2025)年以降は日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

まちづくりの変化

- 国では、人口減少、少子高齢化が進展する中、市街地の拡散による都市機能の低密度化で都市機能の維持が困難となることから、郊外の無秩序な拡大を防ぎながら、都市機能を各拠点等に集約し、各拠点が公共交通により有機的に接続されることで沿線に居住が誘導される**コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり**を行うことが推奨されている。
- まちなかでは、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指し、**車中心から人中心**の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められている。

コンパクト・プラス・ネットワーク



出典：国土交通省

居心地が良く歩きたくなるまちなか 車中心から人中心に転換

国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、ウォーカブルなまちづくりを推進している。



出典：国土交通省
「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

交通をとりまく法改正（道路交通法改正）

- 令和5年7月から道路交通法の改正案が適用され、特定小型原付の条件を満たす**電動キックボード**等は、16歳以上であれば運転免許証は不要、ヘルメット着用は努力義務での運転が可能となる。（これまで原動機付き自転車として区分されていた電動キックボード等が、新たに設定された「特定小型原動機付自転車」という原付と軽車両の間の車両区分とされた）

改正道路交通法の概要（特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について）

公布日：令和4年4月27日
施行日：公布日から2年以内の政令で定める日

(1) 最高速度、車体の大きさ

- 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(20km/h)
- 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当



(2) 運転することができる者

- 運転免許は要しない**こととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、**特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務**を課す

(3) 通行場所

- 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可



車道



普通自転車専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

(5) 違反者に対する措置

- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

参考文献：警察庁（2022）
「第2回 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」

新たなモビリティの普及

- 近年、諸外国において、**移動サービスの多様化とそれに対応した「新たなモビリティ」の開発・利用**が進んでいる。
- これらの新たなモビリティは、誰もが安全かつ気軽に利用できるモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待されている。



電動キックボード



セグウェイ



立乗式電動スクーター



電動車いす



シニアカー



歩行領域EV



電動アシスト自転車

最高速度 ~15km/h (小型低速車)

- 普通自転車相当の大きさ (長さ190cm×幅60cm)
 - 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※歩道、路側帯通行時は、最高速度の制御とそれに連動する表示が必要

最高速度 15km/h~ (既存の原動機付自転車等)

- 車道のみ
- 免許やヘルメット等のルールは維持



自動配送ロボット

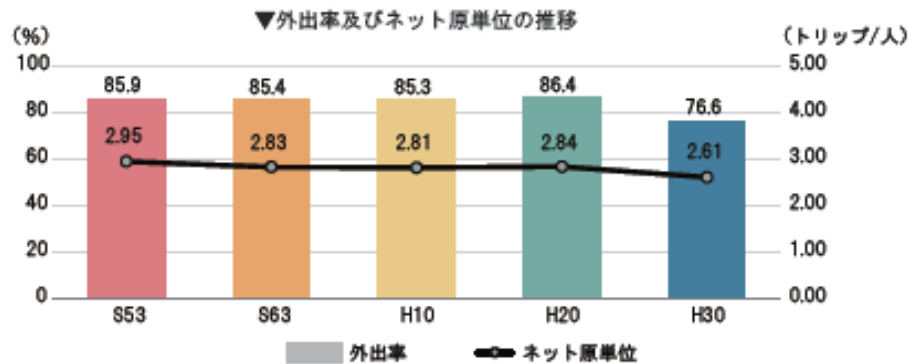
最高速度 6~10km/h程度 (歩道通行車)

- 電動車椅子相当の大きさ (長さ120cm×幅70cm×高さ120cm※)
 - 歩道・路側帯を通行 (歩行者扱い)
 - 立ち乗り・座り乗りで区別しない
- ※安全性を向上させるためのセンサー等の扱いについては、今後検討

ライフスタイルの変化(外出の変化)

- 平成30年東京都市圏パーソントリップ調査では、**外出率が過去最低**となった。
- 要因として、従来外出を伴っていた仕事が**対面からテレワーク**などのネットに変化したことや、ECが増加し買物が店舗からネットショッピングへ変化したことがあげられる。

外出率の推移

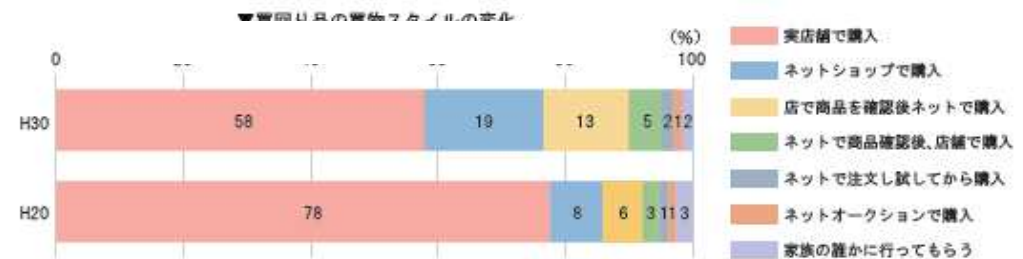


10年間で仕事の仕方の変化



出典：第6回東京都市圏パーソントリップ調査（補完調査）

買回り品の買物スタイルの変化



出典：東京都市圏パーソントリップ調査（補完調査）

ライフスタイルの変化(消費者行動の変化)

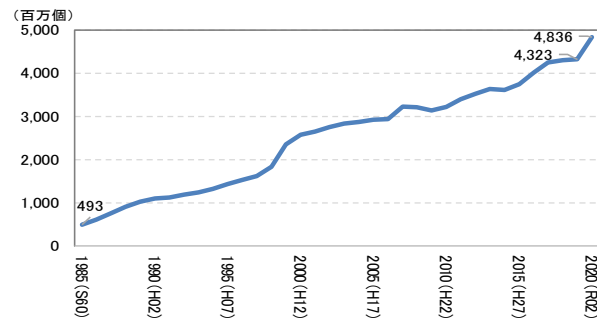
- EC市場の拡大に伴い**宅配便増加**が続いている。個人宅へモノを配達する多様な宅配サービスが生まれている。

電子商取引（EC）市場規模の推移
(億円)



出典：経済産業省「電子商取引実態調査」

宅配便取扱個数の推移



出典：令和2年度宅配便取扱実績（国土交通省、令和3年8月6日）より作成

多様な宅配サービスの概要

宅配サービス	概要
UberEats	食料品配送サービス。個人事業主である配達員が自転車やバイク等を利用して配達。
出前館	食料品配送サービス。出前館が雇用した配達員が自転車やバイク等を利用して配達。
Amazon flex	アマゾンの独自物流サービス。個別事業主と契約し、大手物流企業を介さない独自物流で商品を配達。
ネットスーパー	イオンや西友等の商品配送サービス。ネットで注文を受けた商品を自社（又は物流企業）で配達。
セブンミール	セブンイレブンの商品（弁当）配送サービス。ネットで注文を受けた商品を自社配達（※セイノーとの子会社）。
自家用貨物車の有償運送	ドライバー不足改善のため、営業用トラックだけでなく、自家用トラックによる有償の貨物運送の規制緩和（適用時期・上限日数の緩和）が検討されている。
タクシー宅配	タクシーによる食料・飲料の有償貨物運送事業。貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けた事業者が配達
バス宅配（貨客混載）	ヤマト運輸と西東京バスによる客貨混載事業。あきる野市と檜原村間をバスの空きスペースを利用して荷物を輸送。

A) 車中心から人中心の空間への転換

- まちなかの歩行空間の確保
- 既存の駐停車需要や物流活動との交錯への対応

B) 高齢化に伴う移動手段の選択の変化

- 自動車免許の返納による自動車以外の交通手段の利用（電動車椅子、公共交通等）

C) 個別の移動手段の普及に伴う安全性の確保

- 電動キックボード等の導入と安全性確保
- 自転車レーンの普及と荷捌き車両等の路上駐停車車両との交錯